

令和4年度

定期監査結果報告書
(第二次)

松阪市監査委員

22監第000160号
令和5年3月22日

松阪市監査委員 西村 和 浩
松阪市監査委員 杉本 徳 男
松阪市監査委員 赤塚 かおり

令和4年度定期監査（第二次）結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので、監査の結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

なお、地方自治法第199条第14項の規定により、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

定期監査

第1 監査実施年月日及び対象箇所

実施年月日	監査対象箇所
令和5年1月12日	飯南中学校、飯南ひまわりこども園 阿坂幼稚園、阿坂小学校、中部中学校
令和5年1月17日	大津保育園、第一保育園、天白小学校 大石幼稚園、つばな保育園、花岡小学校
令和5年1月31日	徳和小学校、東部中学校、掃水幼稚園 掃水小学校、西黒部小学校、西黒部幼稚園
令和5年2月6日	東保育園、第三小学校、嬉野中学校 中川小学校、中川幼稚園

第2 監査の概要

1 監査の種別

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査
地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査の対象

令和3年度の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、市立の保育園、認定こども園、幼稚園、小学校及び中学校の中からそれぞれ抽出して監査を実施した。

3 監査の主眼

地方自治法第199条第3項の趣旨を基本とし、次の事項を監査の主眼とした。

- (1) 予算の執行は、適法かつ効果的に行われているか。
- (2) 備品の管理は、適正に行われ、かつ、効率的に活用されているか。
- (3) 現金の保管及び取り扱いは、適正に行われているか。
- (4) 施設の管理は、適正に行われ、かつ、効率的に運用されているか。
- (5) その他事務事業の執行状況については、適正かつ効率的に行われているか。

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、各園長、学校長から説明を受けるとともに、関係諸帳簿及び書類等を調査し、監査を実施した。

第4 監査の結果

監査の対象とした令和3年度の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘要望事項は、次のとおりである。

○学校施設の修繕について

多くの学校施設の老朽化が進行している現状においては、危険を未然に防ぐ高い危機管理意識を持って日々点検を行うとともに早め早めの対応を心掛け、緊急的な修繕対応とならないように努められたい。

○学校理科薬品の管理について

薬品の購入・使用について、受払簿への未記載や記載誤りが見られた。毒物・劇物の保管・管理は児童生徒の安全確保のために厳重に行う必要があることから、薬品類の適切な保管・管理を徹底されたい。

○備品の購入について

備品購入において入札を行っているにもかかわらず、その後高い金額で追加購入しているものがあった。入札前に必要な個数を把握し、追加購入が発生しないよう計画的な購入を心掛けられたい。

○特色ある学校づくり推進事業について

委託事業である「特色ある学校づくり推進事業」において収穫した作物や調理した食品を販売することにより、収益が発生する事例が見られた。当該委託事業において収益事業は認められていないので、事前に事業内容を十分精査されたい。

○児童生徒体育文化行事参加旅費補助金の申請について

児童生徒が各種大会等に参加する場合に支給される交通費等の補助金について、算定額に誤りがあるものが見られた。松阪市補助金交付規則及び児童生徒体育文化行事参加旅費補助金交付要綱を確認の上、適正な事務処理に努められたい。

意見

○児童の安全安心の確保について

今回監査を行った小学校においては、交通量が多い道路を通学路としている学校が多かったが、危険箇所の確認、改善の取り組みや地域ボランティア等の協力による安全対策は行われていた。今後も登下校時の児童の安全確保に引き続き取り組まれたい。